

通学区域の見直しについて

1 通学区域の見直しについて

(1) 水深小学校及び加須南小学校の通学区域の変更

- ① 下高柳地区の内、市道138号線以西の区域を加須南小学校の通学区域に編入
- ② 下高柳地区の内、県道加須菖蒲線以西の区域を加須南小学校の通学区域に編入
- ③ 下高柳地区の内、市道138号線以西の区域及び常泉地区を加須南小学校の通学区域に編入
- ④ 下高柳地区の内、県道加須菖蒲線以西の区域及び常泉地区を加須南小学校の通学区域に編入
- ⑤ その他

(2) 中学校の通学区域

小学校の通学区域と同様に昭和中学校及び加須東中学校の通学区域も変更する。

(3) 変更時期

令和9年4月1日

2 変更となった通学区域に居住する児童生徒の対応について

変更となった通学区域に居住する児童生徒については、心情面の負担や保護者の経済的負担等を踏まえ、一定の配慮が必要であることから、通学区域変更後も、希望により従来の小中学校に通学することができるよう経過措置を設ける。

(小学校)

- ① 水深小学校の在籍児童は、そのまま在籍することを認める。
(令和8年度に水深小学校の第1学年から第5学年に在籍していた児童)
- ② 兄姉が水深小学校に在籍する新入学児童は、水深小学校に入学することを認める。
(当該弟妹が小学校に入学する際にその兄姉が水深小学校に在学している場合)

(中学校)

- ③ 加須東中学校の在籍生徒は、そのまま在籍することを認める。
(令和8年度に加須東中学校の第1学年、第2学年に在籍していた生徒)
- ④ 水深小学校を卒業する児童は、加須東中学校へ入学することを認める。
(令和8年度以降に水深小学校を卒業する児童)